

北埼玉吸入療法連携会 会則

第一条（名称）

本会は北埼玉吸入療法連携会（以下本連携会）と称する。

第二条（事務局）

本連携会の事務局を埼玉県立循環器・呼吸器病センター内におく。

所在地：埼玉県熊谷市板井 1696 埼玉県立循環器・呼吸器病センター 薬剤部

事務局長：杉田 英章

第三条（目的）

本連携会は、吸入療法に関して医療者を支援する事業を遂行し、吸入療法における医療者間の連携の質を高めて地域医療に貢献することを目的とする。

第四条（対象）

原則として熊谷市および近接する市町村に勤務する医師・薬剤師・看護師とする。

第五条（会員）

本連携会は、本連携会活動に参画する医師・薬剤師・看護師などの医療者により組織する。

第六条（活動・事業）

本連携会は、前条の目的を達成するために活動し次の事業を実施する。なお、一部事業については、埼玉吸入療法サポートネットワークに加盟する他団体と連携して実施する。

- (1) 吸入指導の病診薬連携に関する資材およびフローの作成・提供
- (2) 吸入デバイスの指導用資材の作成・提供
- (3) 吸入指導に関する研修会の定期的な開催
- (4) 埼玉吸入指導マイスターの認定・公開
- (5) その他吸入療法に関する情報発信
- (6) 優秀者の表彰
- (7) 上記(1)～(6)のホームページ等による情報提供

第七条（運営・職務・権限・任期）

1. 本連携会の事業遂行にあたり、次の役員を置く。
会長 1 名 副会長 1 名 監事若干名
幹事 10 名前後（付記 1）
2. 本連携会は、役員の合議により運営される。
3. 第 1 項に定める役員は、会員より役員が推薦し、役員会の承認をもって選出する。
4. 会長は、本会を代表して会務を総括する。
5. 副会長は、会長を補佐する。
6. 監事は財務を監査する。
7. 幹事は、本連携会の目的達成のため、会員の中心となって活動する。
8. 役員任期は 1 年として、再任を妨げない。役員に欠員が生じた場合はこれを補充する。

第八条（顧問・名誉顧問）

会長が推薦し、役員会の承認を得て顧問・名誉顧問を置くことができる。

第八条（会費・会計）

本連携会の運営費用は、会員からの会費、寄付、その他収入にてまかなう。役員会開催時に、会計報告を行う。年1回の会計監査を実施する。

第九条（会則の変更）

会則の変更が必要な場合は、役員会で協議し決定する。

第十条（事業年度）

本連携会の事業年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第十一条（委任）

この会則に定めのない事項は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

第十二条（附則）

本会則は、平成30年8月20日より施行する。

付記1. 会長	埼玉県立循環器・呼吸器病センター 呼吸器内科 高久 洋太郎
副会長	熊谷薬剤師会 会営薬局 江南店 田島 敬一
監事	埼玉県立循環器・呼吸器病センター 薬剤部 柳田 絢子
幹事	埼玉県立循環器・呼吸器病センター 薬剤部 三宮 忠 ひばり薬局 循環器・呼吸器病センター前店 木部 裕介 熊谷薬剤師会 会営薬局 江南店 駒崎 裕美、星知子 かりん薬局 牛島 裕陽 熊谷市薬剤師会 会営薬局 佐谷田店 佐藤 祐美子 埼玉県立循環器・呼吸器病センター 薬剤部 山田 惣一郎 熊谷総合病院 呼吸器内科 嶺崎 祥平 みやはらクリニック 宮原 庸介
顧問	埼玉県立循環器・呼吸器病センター 呼吸器内科 倉島 一喜 熊谷薬剤師会 会長 田口 實

付記2. 本会則は平成30年11月1日よりその効を有する。